

**岩 沼 市**  
**第 4 期 障 害 福 祉 計 画**

(平成 2 7 年度～平成 2 9 年度)

**岩 沼 市**  
平成 2 7 年 3 月





## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	制度改正の流れ	4
3	法令の根拠	9
4	計画の性格と計画の期間	9
5	計画の体系	10
6	基本理念	11
7	計画の策定体制	12
8	アンケート調査について	12

## 第2章 障害のある人の現状

1	人口構造と障害者数の推移	16
2	身体障害者数の状況	17
3	知的障害者数の状況	18
4	精神障害者数の状況	18
5	その他の障害のある人の状況	19
6	障害福祉サービスの利用状況	20
7	就学、就労状況等	25

## 第3章 障害福祉計画

1	アンケート調査結果からみる岩沼市の現状と課題	30
2	平成29年度の目標値の設定	35
3	各年度における障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量 並びに見込量確保のための方策について	39
4	各年度における障害児支援の種類ごとの見込量 及び見込量確保のための方策について	48
5	各年度における地域生活支援事業の見込量 及び見込量確保のための方策について	51
6	地域自立支援協議会	61
7	障害者等に対する虐待の防止	61

## 第4章 計画の推進体制

1	県、関係機関との連携強化	64
2	PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価	64



## 資料編

岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿 .....	66
岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱 .....	67
岩沼市第4期障害福祉計画策定経過 .....	69



# 第1章 計画の概要





## 1 計画策定の趣旨

本市の障害者施策については、いわぬま未来構想「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」に掲げるまちづくりの基本理念を踏まえつつ、障害者計画・障害福祉計画に基づき、「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」を基本理念として、「地域で支えあい、自立して暮らせるまち」、「ともに学びあい、個性や能力が輝くまち」、「健やかで、こころ豊かに生きるまち」の3つの視点により、総合的に施策を推進してまいりました。これら2つの計画のうち、障害福祉計画が平成26年度末で終了を迎えることから、平成27年度からの新たな障害福祉計画を策定するものです。

障害者を取り巻く環境は、平成18年4月に地域生活と就労支援に焦点があてられた「障害者自立支援法」が施行されてから、大きく変化してきました。

平成23年8月には、障害者の定義の見直しや、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等をうたった「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防をうたった「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年4月には、地域社会での共生の実現に向けて障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進するため、障害者自立支援法の改正が行われ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

さらに同年9月には「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）が策定され、基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）、安全安心・差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野が追加されています。

本市における平成27年度からの新たな障害福祉計画については、これらの法施行や環境の変化に対応するとともに、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び宮城県の「第4期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針」を基本に据えつつ、障害福祉サービス等の利用実績やアンケートによるニーズ調査等を踏まえ、障害のある方の意向を的確に反映したものとします。



[障害者制度改革の動向]

**H18年4月～「障害者自立支援法」施行**

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

**H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（H26年1月批准）**

- 内容（全50条）障害者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障害に基づく差別を禁止

**H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について**

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

H22年12月の「障がい者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

**H23年8月成立「障害者基本法」改正**

- 公布日（8月5日）施行 一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

**H25年9月閣議決定「第3次障害者基本計画」（H25年度～H29年度）**

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加

**「障害者自立支援法」等の一部改正**

- 公布日（H22年12月10日）施行
  - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行
  - ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
  - ・応能負担原則への見直し
  - ・支給決定プロセスの見直し

**H24年6月成立（H25年4月一部施行/H26年4月施行）「障害者総合支援法」制定**

- 「障害者総合支援法」制定
- 社会モデルに基づく理念の具体化
- CHとGHの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

**H25年6月成立（H28年4月施行）「障害者差別解消法」制定**

- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

**共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准**



## 2 制度改正の流れ

### (1) 障害者総合支援法について

平成24年3月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が閣議決定されました。

この法律においては、これまでの「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法(平成25年4月1日施行))とするとされています。

基本的事項としては、新たに「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われること」が法律の基本理念に掲げられています。

法律の概要については、以下のようになっています。

#### 【法律の概要】

##### ●障害者の範囲

- ・「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

##### ●障害者に対する支援

###### ① 重度訪問介護の対象拡大(平成26年4月1日より)

- ・重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める。

###### ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化(平成26年4月1日より)

###### ③ 地域生活支援事業の追加

- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行うものを養成する事業 等

##### ●検討規定(法の施行後3年を目途として、以下のことを検討)

###### ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方

###### ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

###### ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

###### ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

###### ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方



## (2) 第3次障害者基本計画について

平成25年9月、「第3次障害者基本計画」が閣議決定されました。

障害者基本計画は障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられるとされています。

基本的事項としては、障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この基本計画ではこのような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしてされています。

法律の概要については、以下のとおりです。

### 【法律の概要】

#### ●計画の期間

- ・平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの概ね5年間

#### ●基本原則について抜粋

##### (1) 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

- ① 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

##### (2) 差別の禁止（障害者基本法第4条）

##### (3) 国際的協調（障害者基本法第5条）



### (3) 第4期障害福祉計画について

都道府県・市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされています。

第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、平成25年11月から社会保障審議会障害者部会において議論し、見直しの方向性等について了承を得たところです。

パブリックコメント実施を経て、平成26年5月15日に基本指針を告示しました。平成26年度中に自治体において障害福祉計画が策定されています。

## 基本指針の見直しの主なポイント

### ① 計画の作成プロセス等に関する事項

#### (ア) PDCAサイクルの導入（新規）

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

### ② 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

#### (ア) 福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減

#### (イ) 精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。  
（平成21年から23年の平均58.4%）
- ・入院後1年時点の退院率を91%とする。  
（平成21年から23年の平均87.7%）
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

#### (ウ) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

#### (エ) 福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）



③ その他の事項

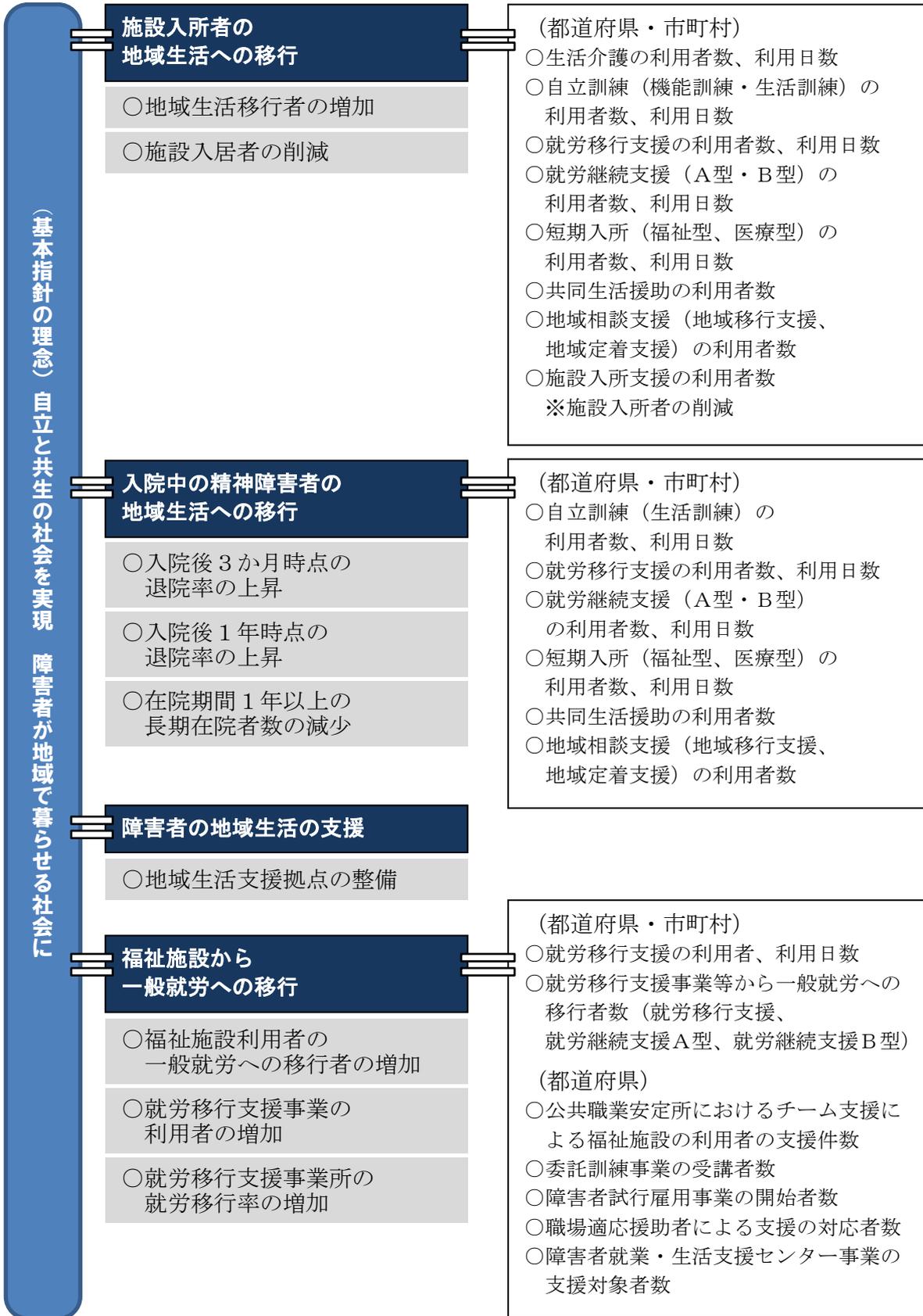
(ア) 障害児支援体制の整備（新規）

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

(イ) 計画相談の充実、研修の充実等



[参考 成果目標と活動指標の関係]





### 3 法令の根拠

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。

障害者福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

### 4 計画の性格と計画の期間

障害福祉計画は、本市の上位計画であるいわぬま未来構想「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」と岩沼市障害者計画の理念を踏まえる個別計画として策定するものです。

#### (1) 岩沼市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画・・・平成24年度～平成29年度（6年間）

#### (2) 岩沼市障害福祉計画

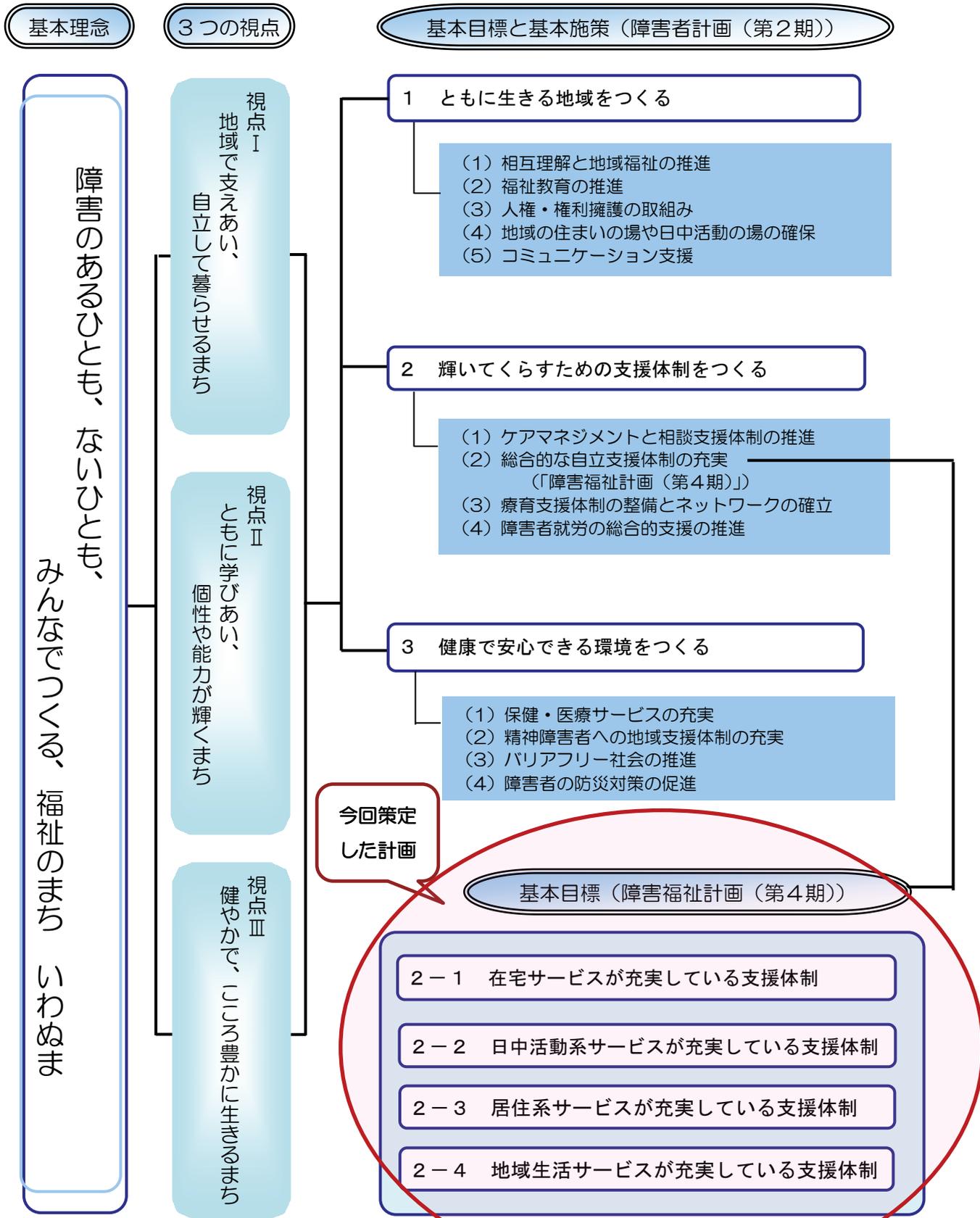
障害者総合支援法に基づく3年の計画・・・平成27年度～平成29年度（3年間）

#### 【計画の期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
岩沼市新総合計画		いわぬま未来構想			
		岩沼市地域福祉計画			
岩沼市障害者計画					
岩沼市障害福祉計画（3期）					
		岩沼市障害福祉計画（4期）			



## 5 計画の体系





## 6 基本理念

いわぬま未来構想「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」に掲げるまちづくりの基本理念を踏まえつつ、国や宮城県の基本指針に掲げている次の点に配慮するとともに、岩沼市第2期障害者計画の基本理念である「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」の実現に向けて「岩沼市第4期障害福祉計画」を策定します。

### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重しながら、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

### (2) 一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、そのサービスの充実を図る。

### (3) 地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用する。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する。相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う。



## 7 計画の策定体制

計画策定にあたっては、障害福祉サービス等の利用者である障害者等やその家族等の意見を十分に反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者やサービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置しました。

障害福祉サービス等の利用実績や障害者手帳所持者等を対象者とした「福祉に関するアンケート調査結果」の分析、相談支援事業所や岩沼市障害児者自立支援協議会からのヒアリング等を踏まえ、計画内容をまとめました。

計画内容について、「岩沼市障害者計画等策定委員会」において調査、検討し、計画素案としてまとめ、計画素案に対するパブリックコメントを実施の上で、県との調整を図りながら策定しました。

## 8 アンケート調査について

### (1) 調査目的

障害者基本法の基本理念に即し、障害者総合支援法に基づく岩沼市障害福祉計画の策定を行うため、障害のある人の生活全般にかかわる実態や障害者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握すると共に、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。

- (2) 調査名 福祉に関するアンケート調査  
 (3) 対象者 各種障害者手帳所持者等 795人  
 (4) 調査期間 平成26年9月19日～平成26年10月6日  
 (5) 調査方法 郵送によるアンケート調査  
 (6) 回収結果 392サンプル（うち有効390サンプル）  
 (7) 回収率 49.3%（うち有効49.1%）

	送付数	回収数	有効数	回収率
身体障害者	300	162	162	54.0%
知的障害者	286	133	133	46.5%
精神障害者	209	97	95	46.4%
合計	795	392	390	49.3%

※身体障害者回収数のうち、知的障害との重複者1名

※身体障害者回収数のうち、精神障害との重複者2名

※知的障害者回収数のうち、身体障害との重複者17名



- ※知的障害者回収数のうち、精神障害との重複者3名
  - ※知的障害者回収数のうち、身体障害及び精神障害との重複者6名
  - ※精神障害者回収数のうち、身体障害との重複者26名
  - ※精神障害者回収数のうち、身体障害及び知的障害との重複者3名
- (8) 調査主体** 岩沼市健康福祉部社会福祉課





## 第2章 障害のある人の現状





## 1 人口構造と障害者数の推移

本市の総人口は、平成21年度以降、東日本大震災の影響から減少傾向にありましたが、平成24年度から平成25年度にかけては増加がみられます。世帯数については、増加傾向で推移しています。

障害者手帳の所持者数は、平成21年度以降、障害種別により増減があるものの手帳所持者の総数は増加傾向にあります。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、平成23年度で4.2%、平成24年度で4.4%、平成25年度では、4.6%と年々増加しています。

### ■市の総人口と手帳所持者数の推移

(各年度3月末：人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市の総人口	44,308	43,903	43,530	43,463	43,656
世帯数	15,937	15,987	16,118	16,291	16,554
身体障害者	1,324	1,356	1,396	1,459	1,512
知的障害者	257	265	277	278	295
精神障害者	154	149	157	169	182
手帳所持者合計	1,735	1,770	1,830	1,906	1,989
(市の総人口に占める手帳所持者の割合)	(3.9%)	(4.0%)	(4.2%)	(4.4%)	(4.6%)

本市における平成25年度末（平成26年3月31日現在）の障害者数を障害別手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者1,512人、療育手帳所持者295人、精神障害者保健福祉手帳所持者182人となっています。

平成21年度末からの5年間の推移をみると、平成21年度末が1,735人、平成22年度末が1,770人、平成23年度末が1,830人、平成24年度末が1,906人、平成25年度末が1,989人と2,000人に迫っており、増加の傾向にあります。

### ■新規交付者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障害者	98	103	106	106	107
知的障害者	8	14	11	14	19
精神障害者	20	15	12	18	21



## 2 身体障害者数の状況

平成25年度末の本市における身体障害者手帳所持者数は、全体で1,512人です。

障害種類別で見ると、肢体不自由が最も多く832人、次いで心臓や腎臓などの内部障害が456人、聴覚・平衡機能障害が114人の順となっています。

障害等級別では、1級、2級の身体障害者手帳所持者が46.8%を占め、重度の障害者の割合が高くなっています。

身体障害者の種類別割合の宮城県との比較においては、いずれも肢体不自由が半数以上を占め、次いで内部障害が続き、全体的には同様の傾向にあります。本市においては、宮城県に比べて、じん臓機能障害の構成割合がやや高くなっています。

### ■身体障害者数 障害種別・等級別手帳所持者数

(26年3月末;人)

区分	岩沼市									宮城県	
	総数	構成率	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	構成率	
障害の種別・等級別											
視覚障害	97	6.4%	31	29	7	10	11	9	5,420	6.6%	
聴覚・平衡機能障害	114	7.5%	6	48	8	21	1	30	6,296	7.6%	
聴覚	113	7.5%	6	48	8	21	0	30	6,243	7.6%	
平衡機能	1	0.1%	0	0	0	0	1		53	0.1%	
音声・言語・そしゃく機能障害	13	0.9%	0	1	6	6			1,025	1.2%	
肢体不自由	832	55.0%	141	159	164	215	112	41	44,076	53.5%	
上肢	331	21.9%	103	106	50	31	25	16	-	-	
下肢	439	29.0%	19	31	100	184	80	25	-	-	
体幹	46	3.0%	10	20	12	0	4	0	-	-	
運動機能障害	16	1.1%	9	2	2	0	3	0	-	-	
上肢機能	12	0.8%	7	1	2	0	2	0	-	-	
移動機能	4	0.3%	2	1	0	0	1	0	-	-	
内部障害	456	30.2%	286	6	103	61	0	0	25,592	31.1%	
心臓機能障害	242	16.0%	188	0	42	12			14,363	17.4%	
じん臓機能障害	127	8.4%	93	2	32	0			5,492	6.7%	
呼吸器機能障害	36	2.4%	4	1	25	6			1,923	2.3%	
ぼうこう・直腸機能障害	46	3.0%	0	0	3	43			3,524	4.3%	
小腸機能障害	1	0.1%	0	0	1	0			76	0.1%	
免疫機能障害	3	0.2%	0	3	0	0			138	0.2%	
肝臓機能障害	1	0.1%	1	0	0	0			76	0.1%	
計	1,512	100.0%	464	243	288	313	124	80	82,409	100.0%	

### ■身体障害者 種類別障害者数の推移

(各年度3月末;人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
					18歳未満	
視覚障害	87	86	89	88	97	2
聴覚・平衡機能障害	104	109	111	114	114	2
音声・言語・そしゃく機能障害	14	11	14	13	13	0
肢体不自由	724	742	753	795	832	12
内部障害	395	408	429	449	456	4
計	1,324	1,356	1,396	1,459	1,512	20

※18歳未満は25年度分うち数



### 3 知的障害者数の状況

本市における知的障害者の療育手帳所持者数の推移をみると、平成25年度末の知的障害者数は295人となっており、平成21年度からの4年間で、療育手帳Aについては、ほぼ横ばいの傾向が見られますが、療育手帳Bについては、35人の増加となり、合計数は、増加傾向となっています。平成25年度における18歳未満の療育手帳所持者は、療育手帳Aでは16人、療育手帳Bでは53人となっており、全体の23.4%を占めます。

#### ■知的障害者 障害者数の推移

(各年度3月末；人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
						18歳未満
療育手帳A	111	110	114	111	114	16
療育手帳B	146	155	163	167	181	53
計	257	265	277	278	295	69

※18歳未満は25年度分うち数

### 4 精神障害者数の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成21年度からの5年間では、平成22年の149人から増加傾向です。また、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移では、平成21年度の465人から平成25年度の591人と3割程度の増加がみられます。精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数は、2級が最も多く、平成25年度は全体の50%を占めています。この傾向は、宮城県全体での2級所持者の割合55.8%よりも低くなっています。自立支援医療（精神通院）受給者数は、宮城県全体の2%となっています。

#### ■精神障害者 障害者数の推移

(各年度3月末；人)

区分	岩沼市					宮城県
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
精神障害者保健福祉手帳1級	37	37	34	39	44	2,795
精神障害者保健福祉手帳2級	86	80	86	90	91	7,454
精神障害者保健福祉手帳3級	31	32	37	40	47	3,105
計	154	149	157	169	182	13,354
自立支援医療（精神通院）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
受給者数	465	499	514	546	591	29,073



## 5 その他の障害のある人の状況

### (1) 発達障害児者

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害については詳しい調査資料がないため、正確な人数は把握できていません。発達障害は、まだ、社会の中で十分に知られていない障害であるため、社会的理解の促進に努めていく必要があります。

#### ■（参考）発達障害児の把握数

（平成26年5月1日現在：人）

区分	平成26年度 在籍者数等
未就学児（0～6歳） ※	161
市内小学校（4校・在籍総数2,748人）	140
特別支援学級（情緒障害）	24
通級による指導	116
市内中学校（4校・在籍総数1,391人）	6
特別支援学級（情緒障害）	6
通級による指導	0
計	307

※平成26年度地域保健計画書（平成25年4月～12月実績）から、疑いのある未就学児を含む。

### (2) 高次脳機能障害者

高次脳機能障害は、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などを伴うものです。外見上はわかりにくいという特性があり、他の人から気づかれにくい障害です。

高次脳機能障害については詳しい調査資料がないため、正確な人数は把握できていません。これまで、障害の特性から生活上の困難の実態と制度とのずれにより本人が必要とする支援に結びつかないという状況があり、地域での支援体制の整備が求められています。



### (3) 難病患者

宮城県では、障害者総合支援法や児童福祉法の対象となる難病等の疾患について医療給付を行っています。特定疾患等医療受給者数は増加傾向にあります。

#### ■特定疾患等医療費受給者数

(人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特定疾患医療費受給者数	222	236	269	262	272
小児慢性特定疾患医療受給者数	31	42	40	43	44
合計	253	278	309	305	316

## 6 障害福祉サービスの利用状況

本市における訪問系サービス、日中活動系サービス等の平成24年度及び平成25年度の利用実績及び平成26年11月の支給決定状況は以下のとおりです。

#### ■訪問系、日中活動系サービス等の利用実績（利用量）

サービスの種類	単位	24年度 見込量	24年度実績値 (25.3月利用分)		25年度 見込量	25年度実績値 (26.3月利用分)			
			985	内訳		835	内訳		
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	680	985	うち身体	665.0	697	835	うち身体	488.0
				うち知的	147.5			うち知的	137.0
				うち精神	135.5			うち精神	189.0
				うち児童	36.5			うち児童	21.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
生活介護	人日分	748	729	うち身体	188.0	748	806	うち身体	214.0
				うち知的	541.0			うち知的	569.0
				うち精神	0.0			うち精神	23.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	うち身体	0.0	0	0	うち身体	0.0
				うち知的	0.0			うち知的	0.0
				うち精神	0.0			うち精神	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	186	108	うち身体	21.0	278	190	うち身体	19.0
				うち知的	66.0			うち知的	62.0
				うち精神	21.0			うち精神	109.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
就労移行支援	人日分	126	56	うち身体	0.0	144	157	うち身体	20.0
				うち知的	49.0			うち知的	79.0
				うち精神	7.0			うち精神	58.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
就労継続支援 (A型)	人日分	18	63	うち身体	20.0	36	120	うち身体	20.0
				うち知的	20.0			うち知的	21.0
				うち精神	23.0			うち精神	79.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
就労継続支援 (B型)	人日分	1,418	1,386	うち身体	90.0	1,514	1,450	うち身体	80.0
				うち知的	1,155.0			うち知的	1,168.0
				うち精神	141.0			うち精神	202.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0
短期入所	人日分	60	18	うち身体	0.0	72	48	うち身体	15.0
				うち知的	18.0			うち知的	28.0
				うち精神	0.0			うち精神	4.0
				うち児童	0.0			うち児童	1.0
				うち難病	0.0			うち難病	0.0



■訪問系、日中活動系サービス等の利用実績（実利用者数）

サービスの種類	単位	24年度 見込量	支給決定者数 (25.3月末現在)		24年度利用者数 (25.3月利用分)		25年度 見込量	支給決定者数 (26.3月末現在)		25年度利用者数 (26.3月利用分)	
			内訳	内訳	内訳	内訳		内訳	内訳		
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	40	62	うち身体 24 うち知的 9 うち精神 17 うち児童 12 うち難病 0	44	うち身体 17 うち知的 4 うち精神 19 うち児童 4 うち難病 0	41	66	うち身体 28 うち知的 12 うち精神 19 うち児童 7 うち難病 0	49	うち身体 23 うち知的 5 うち精神 19 うち児童 2 うち難病 0
生活介護	人	34	37	うち身体 10 うち知的 26 うち精神 1 うち難病 0	34	うち身体 9 うち知的 25 うち精神 0 うち難病 0	34	39	うち身体 11 うち知的 27 うち精神 1 うち難病 0	39	うち身体 11 うち知的 27 うち精神 1 うち難病 0
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0
自立訓練 (生活訓練)	人	9	6	うち身体 1 うち知的 4 うち精神 1 うち難病 0	5	うち身体 1 うち知的 3 うち精神 1 うち難病 0	14	10	うち身体 1 うち知的 4 うち精神 5 うち難病 0	9	うち身体 1 うち知的 3 うち精神 5 うち難病 0
就労移行支援	人	7	5	うち身体 0 うち知的 3 うち精神 2 うち難病 0	4	うち身体 0 うち知的 3 うち精神 1 うち難病 0	8	12	うち身体 1 うち知的 5 うち精神 6 うち難病 0	10	うち身体 1 うち知的 4 うち精神 5 うち難病 0
就労継続支援 (A型)	人	1	3	うち身体 1 うち知的 1 うち精神 1 うち難病 0	3	うち身体 1 うち知的 1 うち精神 1 うち難病 0	2	9	うち身体 1 うち知的 2 うち精神 6 うち難病 0	6	うち身体 1 うち知的 1 うち精神 4 うち難病 0
就労継続支援 (B型)	人	71	80	うち身体 6 うち知的 58 うち精神 16 うち難病 0	73	うち身体 6 うち知的 58 うち精神 9 うち難病 0	76	83	うち身体 5 うち知的 61 うち精神 17 うち難病 0	76	うち身体 5 うち知的 59 うち精神 12 うち難病 0
療養介護	人	8	9	うち身体 3 うち知的 6 うち精神 0 うち難病 0	9	うち身体 3 うち知的 6 うち精神 0 うち難病 0	8	9	うち身体 3 うち知的 6 うち精神 0 うち難病 0	9	うち身体 3 うち知的 6 うち精神 0 うち難病 0
短期入所	人	10	53	うち身体 11 うち知的 30 うち精神 1 うち児童 11 うち難病 0	4	うち身体 0 うち知的 4 うち精神 0 うち児童 0 うち難病 0	12	59	うち身体 13 うち知的 36 うち精神 3 うち児童 7 うち難病 0	12	うち身体 4 うち知的 6 うち精神 1 うち児童 1 うち難病 0
共同生活援助 共同生活介護	人	35	34	うち身体 1 うち知的 25 うち精神 8 うち難病 0	33	うち身体 1 うち知的 24 うち精神 8 うち難病 0	42	39	うち身体 1 うち知的 28 うち精神 10 うち難病 0	35	うち身体 1 うち知的 25 うち精神 9 うち難病 0
施設入所支援	人	29	30	うち身体 9 うち知的 21 うち精神 0 うち難病 0	30	うち身体 9 うち知的 21 うち精神 0 うち難病 0	28	32	うち身体 10 うち知的 22 うち精神 0 うち難病 0	32	うち身体 10 うち知的 22 うち精神 0 うち難病 0
計画相談支援 ※生活介護と施設入所支援 を併用している場合、計画 相談支援は1人とカウント します。	人	21	29	うち身体 6 うち知的 10 うち精神 13 うち難病 0	21	うち身体 5 うち知的 7 うち精神 9 うち難病 0	28	119	うち身体 24 うち知的 60 うち精神 35 うち難病 0	50	うち身体 11 うち知的 16 うち精神 23 うち難病 0
地域相談支援 (地域移行支援)	人	3	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	5	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	3	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	6	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0	0	うち身体 0 うち知的 0 うち精神 0 うち難病 0



■障害児通所支援の利用実績（利用量）

サービスの種類	単位	24年度 見込量	24年度実績値 (25.3月利用分)		25年度 見込量	25年度実績値 (26.3月利用分)			
			内訳			内訳			
児童発達支援	人日分	-	22	うち身体	0	-	99	うち身体	0
				うち知的	22			うち知的	61
				うち精神	0			うち精神	38
				うち難病	0			うち難病	0
放課後等デイサービス	人日分	-	328	うち身体	9	-	495	うち身体	25
				うち知的	298			うち知的	438
				うち精神	21			うち精神	32
				うち難病	0			うち難病	0
保育所等訪問支援	人日分	-	0	うち身体	0	-	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童発達支援	人日分	-	0	うち身体	0	-	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0

■障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の利用実績（実利用者数）

サービスの種類	単位	24年度 見込量	24年度実績値 (25.3月利用分)		25年度 見込量	25年度実績値 (26.3月利用分)			
			内訳			内訳			
児童発達支援	人	-	5	うち身体	0	-	6	うち身体	0
				うち知的	5			うち知的	4
				うち精神	0			うち精神	2
				うち難病	0			うち難病	0
放課後等デイサービス	人	-	33	うち身体	1	-	58	うち身体	2
				うち知的	29			うち知的	50
				うち精神	3			うち精神	6
				うち難病	0			うち難病	0
保育所等訪問支援	人	-	0	うち身体	0	-	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童発達支援	人	-	0	うち身体	0	-	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
福祉型児童入所支援	人	-	0	うち身体	0	-	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童入所支援	人	-	0	うち身体	0	-	1	うち身体	1
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
障害児相談支援	人	-	7	うち身体	0	-	9	うち身体	0
				うち知的	5			うち知的	9
				うち精神	2			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0



■障害福祉サービス等種類別の支給決定者数（平成26年11月）

(人)

サービスの種類	支給決定者数								
	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	総計
<b>訪問系サービス</b>									
居宅介護	4		11	23	6	4	2	6	56
重度訪問介護					0	0	0	0	0
同行援護	0	0	1	1	2	0	1	0	5
行動援護	1				3	0	1	0	5
重度障害者等包括支援	0							0	0
<b>日中活動系サービス</b>									
生活介護		0	0	2	9	18	9	10	48
自立訓練（機能訓練）※1		0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）※1		1	5	3	1	1	0	0	11
宿泊型自立訓練※1		1	5	2	0	0	0	0	8
就労移行支援※1		0	3	3	1	0	0	0	7
就労継続支援（A型）※1		0	1	7	2	0	0	0	10
就労継続支援（B型）※1		1	17	40	16	6	1	0	81
短期入所	12		2	13	14	12	5	9	67
療養介護		0	0	0	0	0	1	8	9
<b>居住系サービス</b>									
共同生活介護									
共同生活援助※1	0	0	8	13	9	3	1	2	36
施設入所支援		0	0	0	5	15	7	5	32
計画相談支援※1※2	0	3	32	43	29	23	10	17	157
障害者計	17	6	85	150	97	82	38	57	532
<b>障害児通所支援</b>									
児童発達支援	9								9
放課後等デイサービス	56								56
保育所等訪問支援	0								0
医療型児童発達支援	0								0
障害児相談支援	57								57
障害児計	122								122

※1 訓練等給付と計画相談の一部は、一次判定の区分に基づいて振り分けています。

※2 障害福祉サービスのみ利用している障害児分をカウントしています。

※3 人数、総数は延人数

■障害支援区分認定状況（平成26年11月）

(人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	総計
認定者数	18	51	34	31	14	25	218



■地域生活支援事業等の実績

サービスの種類等	区分	単位	24年度見込	24年度実績値	25年度見込	25年度実績値
相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	2	3
地域自立支援協議会	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	2	2	3	2
意思疎通支援事業	実利用人数	人/年	13	14	14	16
	手話通訳者 実設置者数	人	1	1	1	1
移動支援事業	延利用時間	時間	600	432	620	755
	実利用人数	人/年	10	10	11	17
日常生活用具給付事業	実利用件数 (以下内訳)	件/年	525	514	535	459
	介護・訓練 支援用具	件/年	5	3	5	0
	自立生活支援 用具	件/年	6	7	6	8
	在宅療養等 支援用具	件/年	8	12	8	11
	情報・意思疎通 支援用具	件/年	3	4	3	6
	排泄管理支援 用具	件/年	500	488	510	432
	住宅改修	件/年	3	0	3	2
地域活動支援センター事業	市内実施数	箇所	1	1	1	1
	市外実施数	箇所	1	1	1	1
	実利用人数 (市内)	人/年	23	22	24	20
	実利用人数 (市外)	人/年	2	1	2	1
訪問入浴サービス事業	実利用人数	人/年	4	3	5	4
	実施箇所数	箇所	4	3	5	3
更生訓練事業	実利用人数	人/年	2	2	2	2
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
障害者職親委託事業	実利用人数	人/年	1	1	2	1
	実施箇所数	箇所	1	1	2	1
自動車運転免許取得費助成事業並びに 身体障害者自動車改造費助成事業	実利用人数	人/年	4	2	5	2
日中一時支援事業	実利用人数	人/年	21	19	21	16
	実施箇所数	箇所	4	4	4	3
福祉タクシー利用助成事業	実利用人数	人/年	400	323	420	346
	実施箇所数	箇所	13	16	15	17
障害者自動車燃料費助成事業	実利用人数	人/年	620	649	640	631
	実施箇所数	箇所	3	3	3	3
(参考)						
精神障害者コミュニティサロン 事業	実利用人数	人	-	30	-	28
精神障害者小規模作業所 「工房あすなろ」	実利用人数	人	-	15	-	14
障害者地域活動支援センター 「やすらぎの里」	実利用人数	人	-	22	-	20
知的障害者自立生活体験学習施設 「トレーニングホームたてした」	実利用人数	人	-	36	-	40
知的障害者通所授産施設 「ひまわりホーム」	実利用人数	人	-	42	-	48



## 7 就学、就労状況等

### (1) 保育所等における障害児数

本市における平成26年度の幼稚園・保育所及び障害児通園施設の在籍児童数は以下のようになっています。

(平成26年4月1日：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所	0	0	3	2	1	7	13
母子通園施設	0	1	2	3	2	0	8
計	0	1	5	5	3	7	21

### (2) 特別支援学級・通級による指導状況

平成26年度の市内の小学校、中学校における特別支援学級在学者数と通級による指導の利用者は以下のようになっています。

#### ■特別支援学級・通級による指導の状況（市内小・中学校）

(平成26年5月1日：人)

小学校	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
特別支援学級	10	6	10	6	10	7	49
通級による指導	10	36	21	21	16	12	116

中学校	1学年	2学年	3学年	計
特別支援学級	8	6	4	18
通級による指導	-	-	-	-

#### ■特別支援学級の障害別在籍者数

(平成26年5月1日：人)

区分	知的障害	情緒障害	病弱	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	計
小学部	19	24	1	3	1	1	49
中学部	10	6	0	2	0	0	18



### (3) 特別支援学校在籍者数

本市における平成26年度の各種特別支援学校の在籍者数は以下のようになっています。

(平成26年5月1日：人)

区分	小学部						中学部			計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年	
知的障害	2	1	2	2	2	1	1	2	2	15
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
聴覚障害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	2	2	3	1	1	2	2	17

### (4) 障害者雇用の状況

「障害者の雇用の促進に関する法律」において法定雇用率は企業ごとに決められています。宮城県の障害者雇用の状況は以下のようになっています。

#### ■民間企業における障害者の雇用状況の推移（各年6月1日時点）

区分	年度	企業数	障害者数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業割合 (%)
			雇用障害者数 (※)		
宮城県	平成22年	1,124	3,679.0	1.62	47.3
	平成23年	1,096	3,770.5	1.60	46.0
	平成24年	1,164	3,975.5	1.63	46.4
	平成25年	1,339	4,461.5	1.71	43.0
	平成26年	1,364	4,596.5	1.74	45.7
全国	平成26年	86,648	431,225.5	1.82	44.7

#### ※雇用障害者数

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者で短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分としてカウントされる。

精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

上記のカウント方法のため、雇用障害者数には端数が生じている。

#### ※法定雇用率

「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障害者の割合

平成25年4月1日からの一般の民間企業（50人以上の規模の企業）における法定雇用率は2.0%



## ■障害者職業紹介業務取扱状況

区分	年度	有効求職者数	紹介件数	就職件数
宮城県	平成 21 年	3,247	5,629	835
	平成 22 年	3,860	6,148	1,006
	平成 23 年	3,793	5,480	1,093
	平成 24 年	3,923	5,633	1,434
	平成 25 年	3,801	6,212	1,617

※有効求職者数

求職申込をした障害者数（仕事を求めている障害者数）

※就職件数

就労に結び付いた障害者数





## 第3章 障害福祉計画





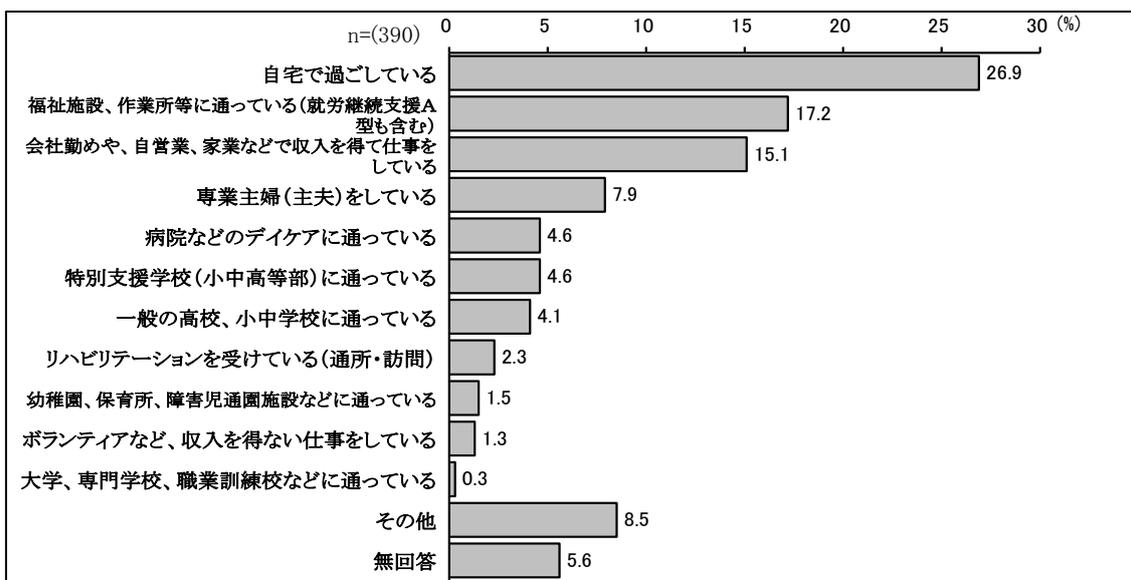
# 1 アンケート調査結果からみる岩沼市の現状と課題

## (1) 生活のことについて

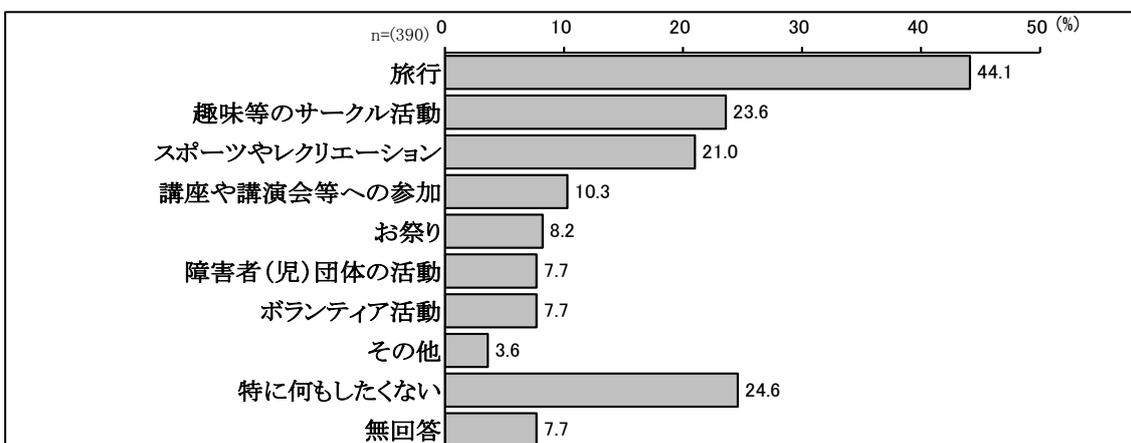
日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」と回答した人の割合が26.9%と最も高く、「今後やってみたい、参加したい活動」では「旅行」と回答した人の44.1%に次いで、「特に何もしたくない」が24.6%であった。また、今後通いたい施設では「通う予定はない」が46.4%と最も高かった。

外出しない理由としては、「特にない」と回答した人の割合が33.1%と最も高く、「困ったときにどうしたらいいのか心配」と回答した人の割合が15.9%と次いで高かった。

### ■平日の日中の過ごし方（全体）

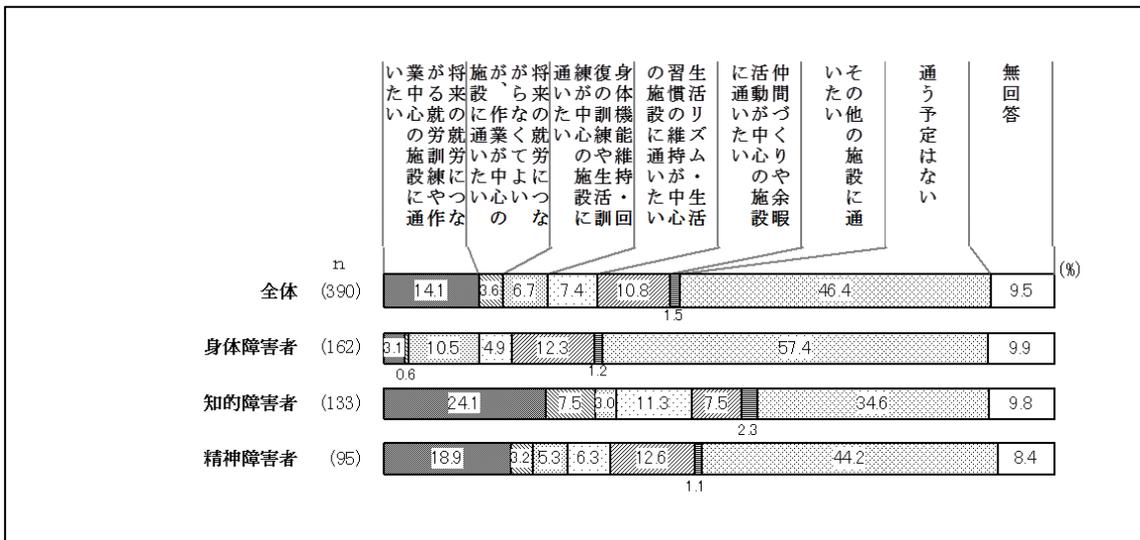


### ■参加したい地域活動（全体）

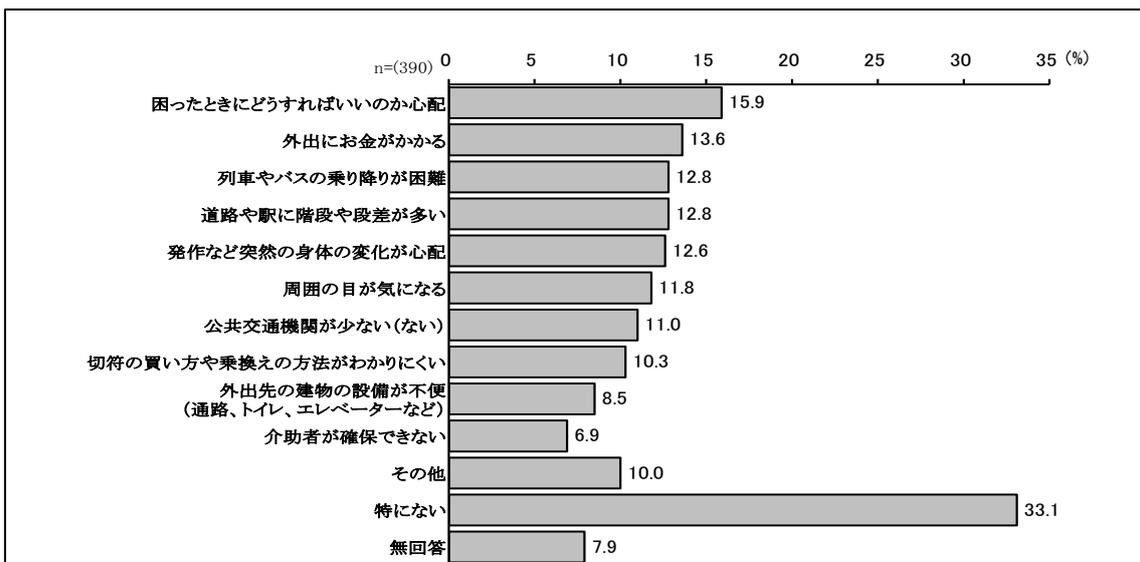




■施設への通所希望（全体・障害別）



■外出する際に困ること、外出しない理由（全体）



外出時の不安や経済的な理由等があるものの、障害者等が社会参加等の日中活動に対し、消極的な側面も伺え、社会活動を行えていないことが見受けられます。この背景にある要因がどこにあるのか、相談機能の強化などで、声にならないニーズの掘り起こしや、真に必要な社会資源を模索する必要があります。

(2) 暮らし方の希望について

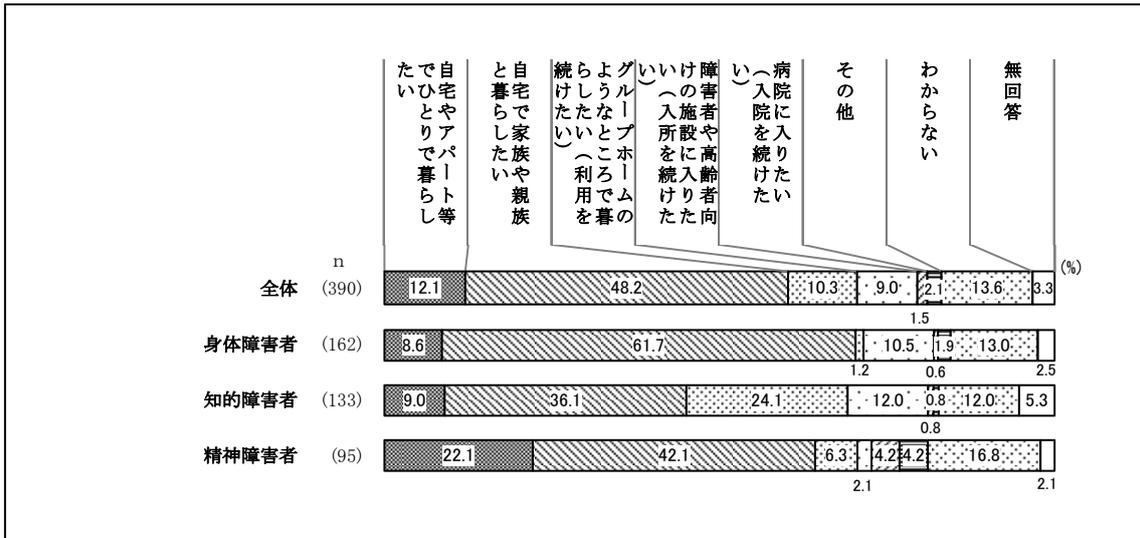
今後の暮らし方については、どの障害種別でも「自宅で家族や親族と暮らしたい」と回答した人の割合が最も高かった。一方で、知的障害では「グループホームのようところで暮らしたい」(24.1%)、精神障害では「自宅やアパート等でひとりで暮らし



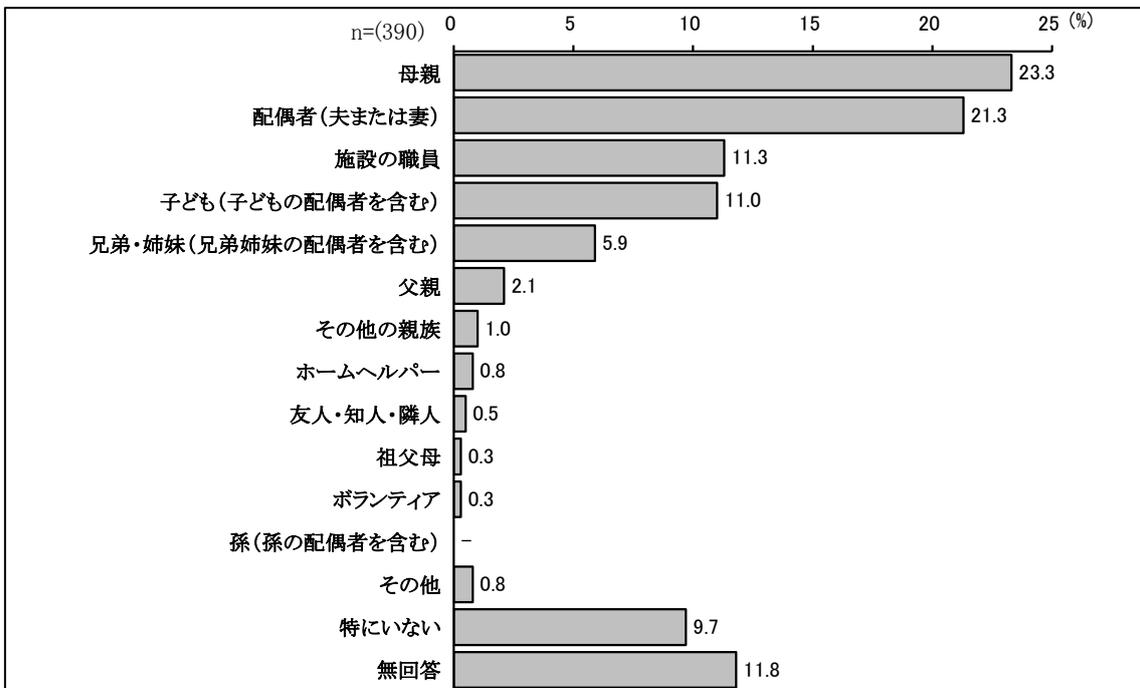
たい」(22.1%)と回答した人の割合が次いで高かった。

主に世話をしてくれる人については、「母親」(23.3%)、「配偶者」(21.3%)、「子ども」(11.0%)、「兄弟・姉妹」(5.9%)、「父親」(2.1%)と親族が60%以上を占めており、ホームヘルパーや施設職員は12%程度であった。

■希望する将来の暮らし方(全体・障害別)



■主に世話をしてくれる人(全体)



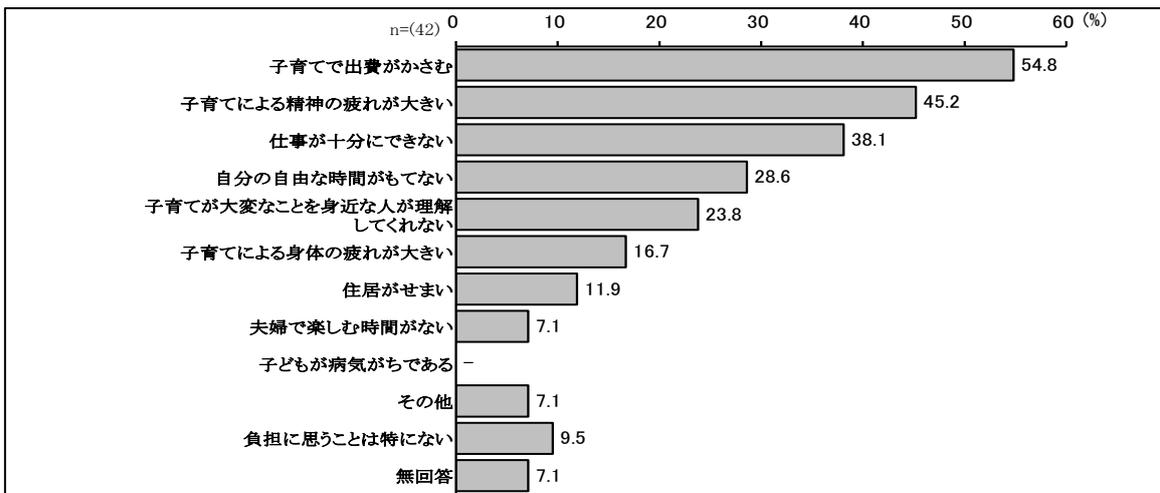


障害者等が自宅での生活を希望する一方で、それを支える介護は親族が主に行っている様子が伺え、今後は、介護者の高齢化や核家族化による介護負担の増大が懸念されます。介護者のレスパイトを含めた、在宅生活を支える居宅介護サービス等の充実と、障害種別に応じた居住系サービスの整備が求められていると思います。

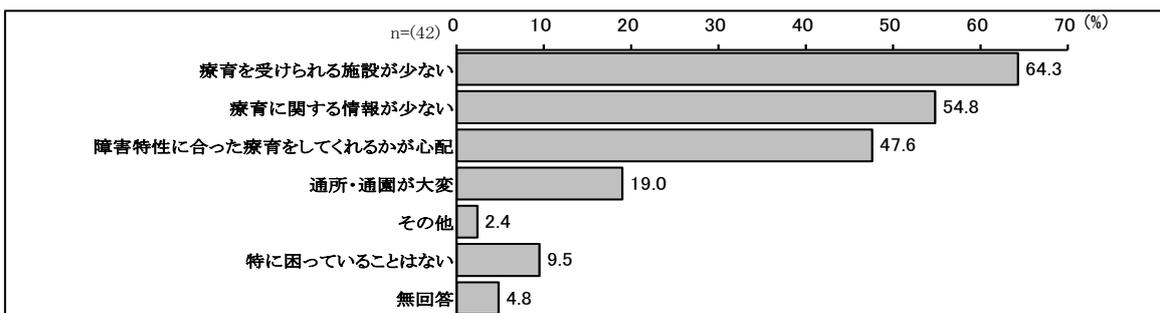
### (3) 障害児の支援について

障害児の子育てについては、「子育てで出費がかさむ」と回答した人が54.8%と最も高く、一般の子育てアンケート（未就学児）と比較すると、「子育てによる精神の疲れが大きい」と回答する人の割合が15.8%、「仕事が十分にできない」が11.6%、「子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない」が18.7%も高かった。また、療育に関して困っていることとしては、「療育を受けられる施設が少ない」「療育に関する情報が少ない」「障害特性に合った療育をしてもらえるかが心配」と回答する人が4割を超えている。保育、教育の面でも「受け入れてくれる保育所が無い」「現在在籍している学校(保育所等)の卒業(卒園等)後の進路が不安」を挙げている人が4割を超えていた。

#### ■子育てする上で負担に思うこと（全体）

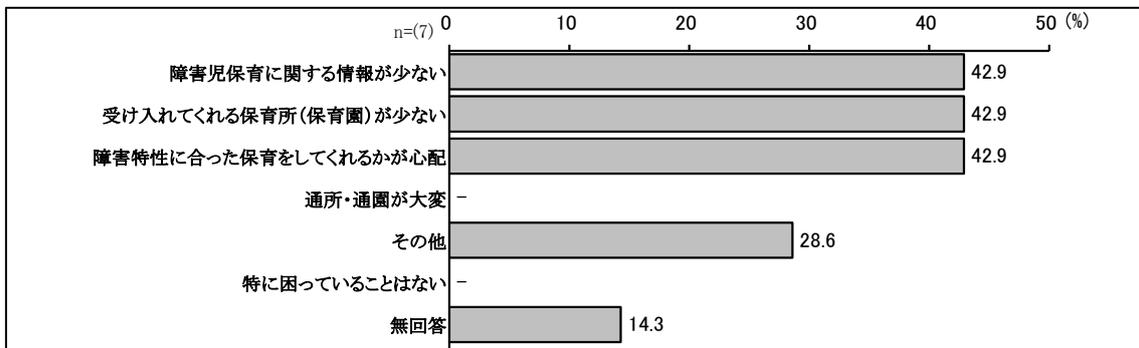


#### ■療育に関して困っていること（全体）

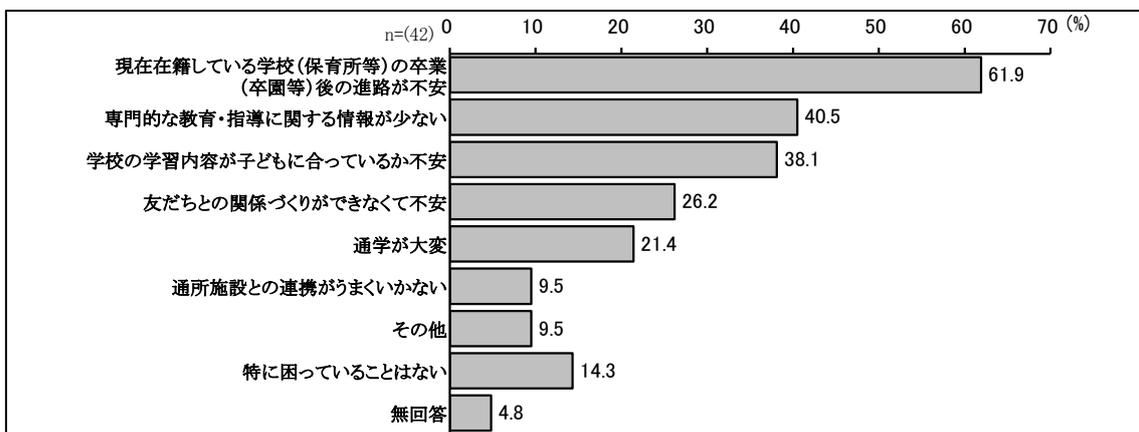




### ■障害のある子の保育に関して困っていること（全体）



### ■障害のある子の学校教育で困っていること（全体）



障害児の子育ては、保育や療育の受け入れ先が少なく、保護者の育児負担の増大や就労への影響も伺えます。障害福祉サービスの充実だけでなく、保育、教育等の関係機関とが連携し、障害児支援の受け皿を整備することに加え、発達段階に応じた切れ目のない療育支援を提供できる体制の整備が望まれていることが伺えます。また、障害や障害児に対する周囲の理解を図ることもとても重要なことです。障害や障害者等に関する理解啓発、ピアカウンセリング活動への支援など、障害児への子育て支援体制の充実を図ることが求められていると思います。



## 2 平成29年度の目標値の設定

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国及び県は、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目指しており、平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを、数値目標設定の基本指針としています。ただし、平成26年度末において、平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えることとしています。

本市では、施設に入所している障害者が自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう支援するとともに、グループホーム等の整備を促進し、地域生活への移行を推進します。

地域生活への移行を進める観点から、現在、施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。

#### (目標値)

平成25年度末時点の入所者32人のうち8人(4人+第3期における未達成分4人)が、平成29年度末までに地域生活へ移行する一方、新たに施設へ入所する人を6人と見込み、差し引き、2人を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	32人	平成26年3月31日入所者数
地域生活移行目標数	8人	入所施設からグループホーム等への地域移行見込者数
	(25%)	
削減目標数	2人	平成29年度末段階での削減見込者数 (平成29年度末の利用人員=30人)
	(6%)	



## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第3期計画では、「退院可能精神障害者の減少」の目標値は定めず、「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」の入院期間等に着眼した指標により、都道府県が目標値を定めることとされ、本市においても、国の指針に基づき、目標値の設定は行いませんでした。

第4期計画においても、「退院可能精神障害者数」の目標値は定めず、「入院後3か月時点の退院率」、「入院後1年時点の退院率」、「長期在院者数の減少」の入院期間等に着眼した国の成果目標に基づき、目標値の設定は行わないものとします。

(参考)

### **宮城県 第4期障害福祉計画に定める平成26年度の目標値（国と同様）**

「入院中の精神障害者の地域生活への移行」

- 平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする
- 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする
- 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少する

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針を踏まえて策定された宮城県の基本指針では、地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用することとされています。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化すること、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うことと示されました。

(目標値)

本市における地域生活支援拠点の整備については、アンケートによるニーズ調査、相談支援事業所や岩沼市障害児者自立支援協議会からのヒアリング等を踏まえ、次の観点で検討を進めます。



#### ■地域生活支援拠点に必要な機能

- ① 地域移行、地域定着を図るためのグループホーム機能（サテライト型を含む。）
- ② 重度心身障害者にも対応した緊急ショートステイ機能

#### ■地域生活支援拠点に組み込みたい機能

- ① 重度心身障害者にも対応した生活介護機能
- ② 重度心身障害児にも対応した障害児通所機能

#### ■施設整備の時期等

平成29年度を目途に、圏域での整備も視野に入れつつ検討します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点数	1箇所	平成30年3月31日時点

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針において、福祉施設から一般就労に移行する人を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすること、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者について、平成25年度末から6割以上増加させること、さらには、平成29年度末において、就労移行支援事業の事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上になることを示しています。

本市では、地域自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどの関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。また、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、庁内における業務の掘り起こしを行い、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけや、施設が受注可能な業務の紹介を行うことにより、福祉的就労の活動の活性化に努めるとともに、事業所における魅力ある商品づくりや商品の販路拡大など、工賃向上の取り組みについて支援します。

#### (目標値)

福祉施設から一般就労に移行する人の人数、就労移行支援事業利用者数や就労移行率が3割以上の就労移行支援事業の事業所数については、国の基本指針に基づき設定します。



項 目	数 値	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	2人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	(2倍)	
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	10人	平成25年度末段階での利用者数
【目標値】平成29年度末における就労移行支援利用者数	16人	平成29年度末段階での利用見込数
	(160%)	
平成29年度末の就労移行支援事業利用事業所数	1事業所	平成29年度末段階での利用見込数
(うち)就労移行率が3割以上の事業所	1事業所	平成29年度末段階での見込数
	(100%)	



### 3 各年度における障害福祉サービス及び指定相談 支援の見込量並びに見込量確保のための方策につ いて

#### (1) 訪問系サービス

##### ■居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### ■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

対象者については、次のとおりです。

- 障害支援区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人
- 障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

##### ■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

##### ■行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者は、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）の人です。



■重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

対象者については、次のとおりです。

○障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度知的障害者の人

○障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である人

訪問系サービスの5つのサービスを一体として目標設定します。平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (時間/月)	985	835	808	954	990	1,026
実利用人数 (人/月)	44	49	51	53	55	57

(見込量確保のための方策)

訪問系サービスは、充足しているものの需要は年々増加傾向にあります。各障害者の利用の動向等を踏まえながら供給量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

対象者については、次のとおりです。

○常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は、区分4）以上の人

○常に介護を必要とする人で、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。平成29年度には、1か月あたり53人の利用を見込みます。



なお、生活介護は、年々利用者の増加が見られることから、必要なサービスが提供できるように、供給量の確保に努めます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	729	806	931	1,029	1,071	1,113
実利用人数 (人/月)	34	39	47	49	51	53

#### ■自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者等に対して、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

#### ■自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、知的障害者や精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	108	190	180	210	231	252
実利用人数 (人/月)	5	9	9	10	11	12

**■就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

国の基本指針に基づき見込量を設定します。平成29年度に1か月あたり16人の利用を見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	56	157	105	150	195	240
実利用人数 (人/月)	4	10	7	10	13	16

**■就労継続支援**

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて労働の機会が提供され、就労に必要な知識や能力の向上が図られ、一般就労に向けた支援が提供されます。B型は、雇用契約は結ばずに、就労の機会が提供されます。

A型については、平成29年度に1か月あたり10人の利用を見込みます。

B型については、利用は年々増加傾向にあり、平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。平成29年度に1か月あたり85人の利用を見込みます。

なお、B型については、市内でのサービス提供が特に求められることから、市内事業所の利用状況を鑑み、必要なサービスが提供できるように、供給量の確保に努めます。

**(A型)**

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	63	120	126	160	180	200
実利用人数 (人/月)	3	6	7	8	9	10



## (B型)

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	1,386	1,450	1,361	1,501	1,558	1,615
実利用人数 (人/月)	73	76	76	79	82	85

## ■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者については、次のとおりです。

○病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人

○筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人

療養介護は、対象者が限られることから、平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	9	9	10	10	10	11

## ■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。需要は年々増加傾向にあり、平成29年度には1か月あたり25人の利用を見込みます。

なお、緊急時の受け入れ体制の整備が求められていることや、施設や病院からの地域移行等にもなう需要が見込まれるため、短期入所施設の供給量の確保に努めます。



## (福祉型)

区 分	第 3 期利用実績 (平成 2 6 年度については実績見込)			第 4 期見込量		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
利 用 量 (人日/月)	1 0	3 4	1 3 5	1 0 5	1 1 0	1 1 5
実利用人数 (人/月)	3	1 0	2 0	2 1	2 2	2 3

## (医療型)

区 分	第 3 期利用実績 (平成 2 6 年度については実績見込)			第 4 期見込量		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
利 用 量 (人日/月)	8	1 4	9	1 4	1 4	1 4
実利用人数 (人/月)	1	2	2	2	2	2

## (見込量確保のための方策)

日中活動系サービスの需要は、年々増加傾向にあります。就労継続支援では、B型については、市内でのサービス提供ができるように検討を進めますが、雇用契約に基づき就労の機会が提供されるA型については、近隣市町での整備が進んできていることもあり、圏域での供給という視点で供給量の確保に努めます。

なお、短期入所は、介護者が病気になるなど、緊急時の受け入れ体制の整備が求められています。緊急時の利用や医療援助が可能な施設利用の求めに応じるため、事業所及び関係機関と連携を図り提供体制の確保に努めるとともに、地域生活支援拠点の整備の中で検討を進めます。

## (3) 居住系サービス

## ■ 共同生活援助(グループホーム)

平成 2 6 年 4 月から制度改正によって、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から、共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

福祉に関するアンケート調査でも、グループホーム等の充実を望む意見があることや施設や病院等からの地域生活への移行者を勧誘し、平成 2 5 年度までの利用実績及び平成 2 6 年度の利用実績見込等の数値をもとに、平成 2 9 年度に 1 か月あたり 4 6 人(3 人+地域移行分 8 人)の利用を見込みます。



区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	33	35	35	36	37	46

### ■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成27年度以降の対象者については、下記のとおりです。

- 生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という）を受けている人のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は通所によって訓練等を受けることが困難な人
- 生活介護を受けていて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

平成27年度は1か月あたり32人、平成29年度には1か月あたり30人の利用を見込みます。（児童福祉法により、18歳以上の入所者について障害総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。）

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	30	32	32	32	32	30

### (見込量確保のための方策)

居住系サービスは、地域生活の継続に必要な住まいの場であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム等については、平成27年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機関等へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人等へ国、県の補助制度等を活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援を行います。また、地域生活支援拠点の整備の中で、グループホーム設置について検討を進めます。



#### (4) 相談支援サービス

##### ■計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等から見込量を設定します。平成29年度には1か月あたり103人の利用を見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	20	50	91	95	99	103

##### ■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

施設入所者の地域移行見込数及び精神障害者の地域移行の実績をもとに利用者数を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	4	5



### ■地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

施設入所者の地域移行見込数及び精神障害者の地域移行の実績をもとに利用者数を見込みます。(入院中の精神障害者の地域生活移行見込を含む。)

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	4	5

### (見込量確保のための方策)

障害福祉サービス等を利用するすべての障害者と障害児に対し、サービス等利用計画の作成が義務付けられました。このため、今後とも、計画作成やモニタリング等の件数が増加することが予想されることから、既存の相談支援事業所との連携を図るとともに、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、提供体制の整備に努めます。また、質の高いサービスが提供されるよう相談支援事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。



## 4 各年度における障害児支援の種類ごとの見込量 及び見込量確保のための方策について

### (1) 障害児支援

#### ■児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込から見込量を設定します。平成29年度には1か月あたり12人の利用を見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	22	99	72	100	110	120
実利用人数 (人/月)	5	6	9	10	11	12

#### ■医療型児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状態に応じ治療も行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0



### ■放課後等デイサービス

療育の必要があると認められた障害のある就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込から見込量を設定します。平成29年度には1か月あたり93人の利用を見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	328	495	527	756	792	837
実利用人数 (人/月)	33	58	80	84	88	93

### ■保育所等訪問支援

療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等（保育所・幼稚園・小学校、特別支援教室、放課後子ども教室等）において実施するものです。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

### ■障害児入所支援

障害児入所支援については、宮城県で支給決定等の事務を行うことから目標値の設定は、行わないものとします。

### ■障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込から見込量を設定します。平成29年度には1か月あたり24人の利用を見込みます。



なお、第3期障害福祉計画時には、計画相談支援と障害児相談支援を合わせて計画していました。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/月)	7	9	22	23	24	24

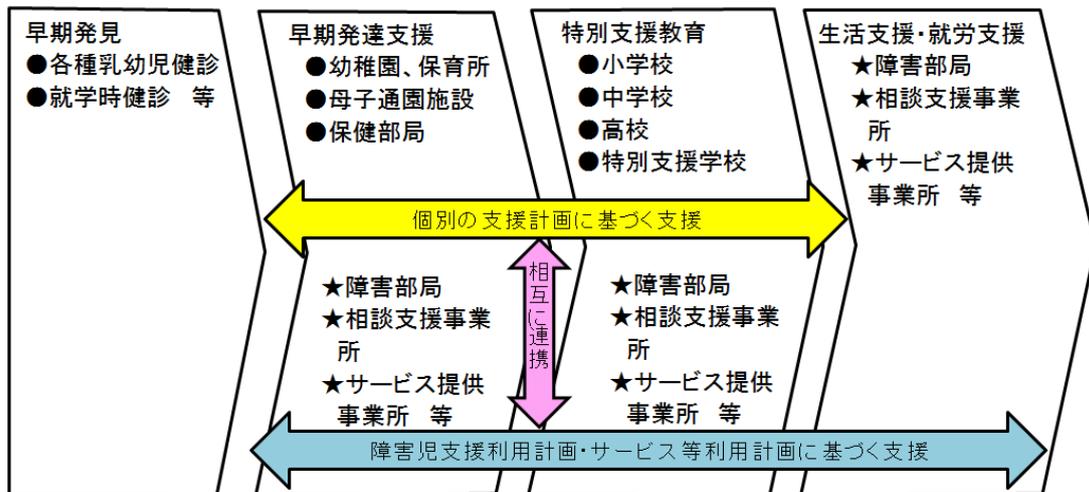
(見込量確保のための方策)

障害児向けのサービスは、概ね充足しているものの需要は年々増加傾向にあります。各障害児の利用の動向等を踏まえながら供給量の確保に努めます。また、障害福祉サービス等を利用するすべての障害者と障害児に対し、サービス等利用計画の作成が義務付けられました。このため、今後とも、計画作成やモニタリング等の件数が増加することが予想されることから、既存の相談支援事業所との連携を図るとともに、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、提供体制の整備に努めます。また、質の高いサービスが提供されるよう相談支援事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。

(2) 障害児支援に関する基本的な考え方

障害児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市では、保健部局、保育部局、教育部局と障害部局が連携し、岩沼市特別支援連携協議会等の中で、障害児に対する切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。





## 5 各年度における地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策について

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において障害や障害者等に対する理解を深める研修等を行います。

#### (見込量確保のための方策)

事業の性質を勘案し、見込量の設定は行いません。

### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族や地域住民等によるピアサポート活動やボランティア活動等の自発的な取り組みを支援します。

#### (見込量確保のための方策)

事業の性質を勘案し、見込量の設定は行いません。

### (3) 相談支援事業

#### ■障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

平成24年度から、相談支援の充実等についての見直しのための制度改正が行われ、平成24年度には1か所であった相談支援事業所が、平成25年度には3か所に増加しました。今後とも、生活上の様々な課題に対し、きめ細やかな支援ができるように相談支援事業所の質の向上に努めるとともに、ホームページや障害者手帳の新規交付時等において、障害福祉サービスや相談支援事業所等についての周知に努めます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	1	3	3	3	3	3

**(その他の相談支援事業)**

地域の相談支援の拠点として、制度上位置づけられている基幹相談支援センターの設置については、今後、岩沼市障害児者自立支援協議会等でそのあり方などについて検討します。平成29年度までの設置の有無については「無」とします。また、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業は、事業実施のための体制整備等が進まず未実施の状況です。平成29年度までの事業実施の有無については「無」としますが、事業実施の体制整備等について引き続き検討します。

**(見込量確保のための方策)**

障害者相談支援事業は、市民一人ひとりが、その人の実情にあった的確な情報の提供や相談を身近なところで気軽に受けられるよう、相談支援事業所と協議を行いながら進めています。今後もこの体制を維持していくとともに、障害者等が必要な支援を受けられるよう相談支援事業所の周知に努めます。

平成27年度以降は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要な基幹相談支援センターの設置について検討します。

**(4) 成年後見制度利用支援事業**

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。利用拡大につながるよう制度の周知を図り、平成29年度には4人を見込みます。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	2	2	4	4	4	4

**(見込量確保のための方策)**

障害のある人の財産管理や福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度など各種制度の周知と利用促進を図ります。



### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことができる法人を育成するための研修等を行います。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施事業数	—	—	—	0	0	1

#### (見込量確保のための方策)

研修等を実施し、法人後見ができる事業所の確保に努めます。

### (6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者の設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	14	16	14	15	16	17
手話通訳者 実設置者数	1	1	1	1	1	1

#### (見込量確保のための方策)

市受付窓口への手話通訳者の設置を引き続き行います。

手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣需要は、増加傾向が見込まれることから、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供が受けられるよう事業の充実に努めます。



### (7) 日常生活用具給付事業

重度障害児者に対し、日常生活上の便宜を図るため、(1)介護・訓練支援用具、(2)自立生活支援用具、(3)在宅療養等支援用具、(4)情報・意思疎通支援用具、(5)排泄管理支援用具、(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

日常生活用具給付事業で扱う用具は、多種多様であり、耐用年数等の関係から種目ごとの実績にはばらつきがありますが、平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用件数 (件/年)	514	459	470	488	507	526
介護・訓練 支援用具	3	0	1	1	1	1
自立生活 支援用具	7	8	5	5	5	5
在宅療養等 支援用具	12	11	7	7	7	7
情報・意思 疎通支援用具	4	6	5	5	5	5
排泄管理 支援用具	488	432	450	468	487	506
住宅改修	0	2	2	2	2	2

#### (見込量確保のための方策)

在宅の重度障害児者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知に努め、障害特性、必要性等に応じた的確に給付できるよう、事業の充実を図ります。

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

なお、手話奉仕員養成研修（入門課程）と手話奉仕員養成研修（基礎課程）を一年おきに開催し、原則2か年で養成する課程になっています。

平成26年度の手話奉仕員養成研修（入門課程）の受講人数（8人）をもとに見込量を設定します。



区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	—	—	—	5	5	8

#### (見込量確保のための方策)

情報の取得が困難な人との交流活動の促進や、自立した日常生活と社会生活を営むことのできる体制を充実させるために、今後とも事業の周知を図り、奉仕員の養成に努めます。

#### (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。平成23年10月から自立支援給付として「同行援護」サービスが創設され、移動支援利用者の一部が同サービスに移行することを想定していたものの、移動支援の利用は増加傾向で推移してきました。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用時間	432	755	855	880	924	968
実利用人数 (人/年)	10	17	19	20	21	22

#### (見込量確保のための方策)

障害者等が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保と事業の充実に努めます。

**(10) 地域活動支援センター事業**

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用人数 (人/年)	22	20	22	23	24	25

**(見込量確保のための方策)**

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。

**(11) 岩沼市独自事業（その他の事業）****① 訪問入浴サービス事業**

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	3	4	3	2	2	2
実施箇所数	3	3	3	3	3	3

**(見込量確保のための方策)**

今後も引き続き現行サービスの提供に努めます。



## ② 更生訓練事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	2	2	0	1	2	2

### (見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

## ③ 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで、一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

### (見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。



## ④ 自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2	2

## (見込量確保のための方策)

今後とも制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。

## ⑤ 日中一時支援事業

障害者に一時的な日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図ります。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	19	16	16	17	18	19
実施箇所数	7	7	9	9	9	9

## (見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。



## ⑥ 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

### ■福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

### ■障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

#### (福祉タクシー利用助成事業)

区分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	323	346	344	358	372	387
実施箇所数	16	17	14	14	14	14

#### (障害者自動車等燃料費助成事業)

区分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	649	631	654	680	707	735
実施箇所数	3	3	2	2	2	2

#### (見込量確保のための方策)

福祉タクシー利用助成事業と障害者自動車等燃料費助成事業については、当面、現行の助成内容を維持したいと考えていますが、今後の財政状況等の動向によっては、必要に応じ、助成対象者や助成内容等の見直しを行います。



## ⑦ 精神障害者小規模作業所事業

精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るため、生活訓練や作業指導を行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	13	11	11	8	8	8
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

## (見込量確保のための方策)

当面は、現行の事業を継続しますが、今後、そのあり方について検討します。

## ⑧ 精神障害者コミュニティサロン事業

在宅の精神障害者が自由に集まり、活動できる場の提供を行います。外出の機会を増やすこと、コミュニティサロン内での各種活動やピアカウンセリング等を通じ、病気の再発予防、社会復帰や自立を図る取組みを行います。

平成25年度までの利用実績及び平成26年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第3期利用実績 (平成26年度については実績見込)			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数 (人/年)	25	20	17	17	18	19
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

## (見込量確保のための方策)

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。



## 6 地域自立支援協議会

本市では、障害者総合支援法第89条の3に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、保健医療関係者、福祉関係者や就労支援関係者等で構成される「岩沼市障害児者地域自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築に取り組めます。

## 7 障害者等に対する虐待の防止

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、平成25年4月に「岩沼市障害者虐待防止センター」を設置しました。今後とも関係機関と連携し、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合における障害者等の保護など、迅速かつ適切な対応に努めます。





## 第4章 計画の推進体制





## 1 県、関係機関との連携強化

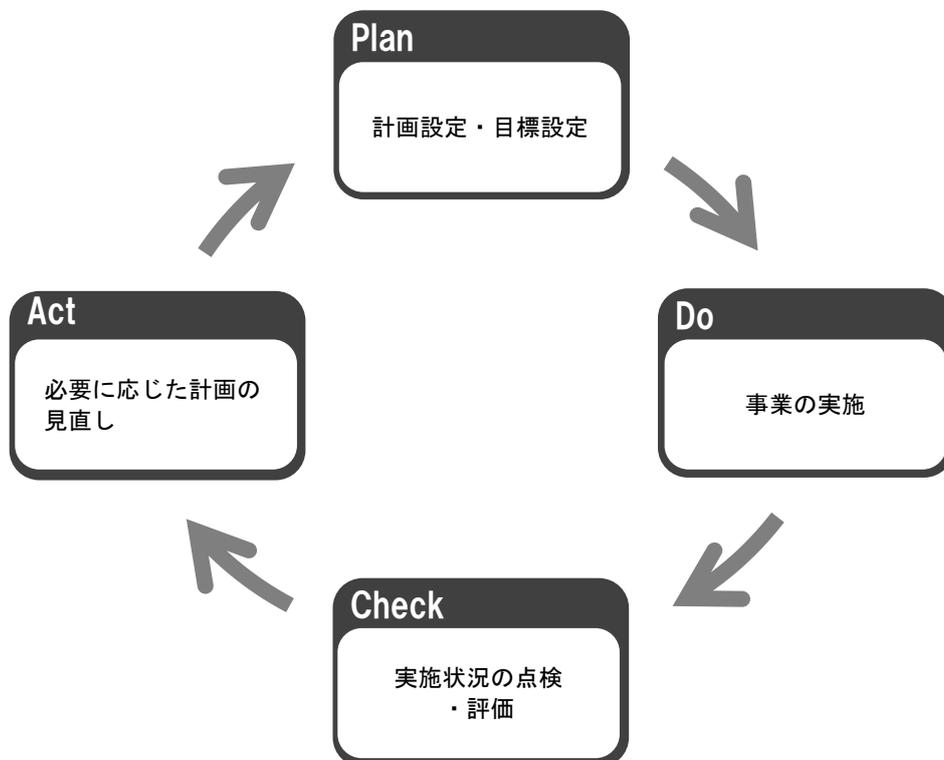
障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

## 2 PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを循環させながら、平成27年度から平成29年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

※障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセス





資 料 編





## ○岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者 (会長)	菅原 里江	東北福祉大学 総合福祉学部社会福祉学科専任講師
保健医療関係者 (副会長)	西條 尚男	宮城県精神保健福祉センター 所長
保健医療関係者	佐藤 博之	宮城県仙台保健福祉事務所
福祉関係者	佐々木 健一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
福祉関係者	釣舟 晴一	一般社団法人宮城県社会福祉士会
福祉関係者	田中 勝己	宮城県立支援学校岩沼高等学園
福祉関係者	菅野 孝志	岩沼市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会長
サービス利用者	寺門 満津子	岩沼市身体障害者福祉協会 副会長
サービス利用者	山田 弘子	岩沼市中心身障害児者親の会 会長
サービス利用者	津田 裕	岩沼市精神障害者家族会 会長



## ○岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 1 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく岩沼市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく岩沼市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定にあたって市民の意見を反映させるため、岩沼市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平 23 告示 100・平 25 告示 53・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、障害者計画等の策定に関し、調査及び検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 岩沼市の障害福祉サービスを利用する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（平 21 告示 33・一部改正）



(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第33号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第100号）

この告示は、平成23年12月22日から施行し、改正後の岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱は、平成23年11月18日から適用する。

附 則（平成25年告示第53号）

この告示は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。



## ○岩沼市第4期障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容 等
平成26年10月20日	第1回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成26年12月1日	第2回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成27年1月14日	第3回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成27年1月21日～ 平成27年2月19日	パブリックコメント実施
平成27年3月6日	第4回岩沼市障害者計画等策定委員会



**岩沼市第4期障害福祉計画  
(平成27年度～平成29年度)**

平成27年3月

岩沼市 健康福祉部 社会福祉課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-22-1111 FAX：0223-24-0897

